

令和3年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
五戸町病院事業会計	—	20.0	政令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
五戸町下水道事業特別会計	—		政令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計	—		政令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
五戸町浄化槽事業特別会計	—		政令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
五戸町簡易水道事業特別会計	—		政令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
五戸町住宅用地造成事業等特別会計	—		政令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。